

前号に続き、清和地区井無田での「ふるさとの生きものたち観察会」の様子をお伝えしたい。

赤トンボも大変な数になった。赤トンボは秋に赤くなるトンボの総称で、子どもたちが捕まえたトンボをよく見るとアキアカネやナツアカネが多く、他の種類もいた。赤トンボの仲間、羽や胸の模様で種類を見分けることができる。

地元自治振興区の吉見さんを捜している、林の中に入って行かれたということだった。何かを探しに行かれたのだろう。楽しみに待っていると、吉見さんが両手に植物をたくさん抱えて戻って来られた。

吉見さんがそれらの植物をテーブルの上に置かれた。まず注目を集めたのは、アケビの実だった。そして、秋の七草のススキ、ハギ、オミナエシ。



他にも秋を彩るたくさんの種類の草花があった。みんな一つずつ観察した。今回、子どもたちが見つけたのは、バッタ



や、コオロギの仲間、トンボやチョウの仲間、その他に甲虫の仲間など。植物では、秋の七草が4種類。その他たくさん

の秋の草花を観察できた。ウメバチソウの群生地もあった。観察の最後に、「秋の鳴く虫クイズ」をした。録音した5種類の虫の声を聞いてもらい、虫の名前を当ててもらった。どの虫も羽をこすり合わせて声(音)を出すのだから驚きだ。

近年、子どもたちが虫捕り網を持って野山を駆け回る姿を見ることは、とても少なくなった。自然との触れ合いは、感性を豊かにする上でとても大切なことだと感じている。この日の子どもたちの姿は、きつとふるさとの未来へとつながるだろう。



も大切なことだと感じている。この日の子どもたちの姿は、きつとふるさとの未来へとつながるだろう。

新年明けましておめでとうございます

YOU&YOU、今年で9年目を迎えます。

今年も1組でも幸せなカップルが誕生できますように、お手伝いをさせていただきます。

今年も事務局一同よろしくお願いたします。

12月クリスマス交流会紹介

クリスマスも押し迫った12月22日(日)、クリスマス交流会を行いました。参加者13名のもと、熊本市にて交流を行いました。

今回は、貸切りの会議室にてフリートークを行い、ボウリング会場へ移動。ボウリング大会では、男女ペアになり女性の方に用意した景品を目指して競いました。予想通り、大盛り上がりひときわ盛り上がりました。

その後、レストランバーへ移動して、懇親会をしました。2時間ほどの時間でしたが、濃厚な時間を過ごしました。

新しい年に向けて、この日の出会いを大事にしていきたいと思えます。

平成26年2月交流会ご案内

2月の交流会は、2月16日(日)に『牡蠣食べ放題日帰り交流会』を予定しています。

山都町の男性・女性の参加者お待ちしています。気軽な気持ちで参加してください。いつでも受付いたします!!お待ちしております。

※参加者の人数、天候によって内容を変更することがあります。ご了承ください。

●問い合わせ先

YOU&YOU事務局 (役場 総務課) 成瀬・吉田

【専用電話】 090-95651-9589

【専用アドレスPC】 marriage.support@town.kumamoto-yamatoto.jp

【専用アドレス携帯】 you_and_you@docomo.ne.jp

障がい福祉だより

先月号で手帳について紹介しましたので、今月号からは手帳を持つことにより利用することのできる制度等を紹介していきます。今月は申告前ということもありますので税の軽減制度について紹介します。

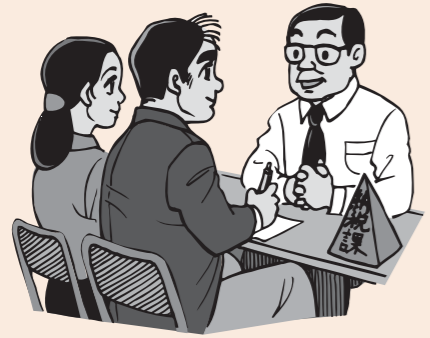
○所得税

・障害者控除

納税者本人又はその控除対象配偶者、扶養親族が身体障がい者(身体障害者手帳3～6級)、重度以外の知的障がい者、精神障がい者(精神障害者保健福祉手帳2～3級)の場合、所得から1人につき27万円が控除されます。

なお、特別障害者(身体障害者手帳1～2級、重度の知的障がい者、精神障害者保健福祉手帳1級)に該当する場合は、所得から1人につき40万円が控除されます。

また、納税者の控除対象配偶者又は、扶養親族が特別障害者で、かつ、本人又は本人の配偶者、本人と生計を一にする親族のいずれかと同居している者である場合は、所得からその特別障害者1人につき75万円が控除されます。



○住民税

・障害者控除

納税者本人又はその控除対象配偶者、扶養親族が身体障がい者(身体障害者手帳3～6級)、重度以外の知的障がい者、精神障がい者(精神障害者保健福祉手帳2～3級)の場合、所得から1人につき26万円が控除されます。

・特別障害者控除

納税者本人又はその控除対象配偶者、扶養親族が身体障がい者(身体障害者手帳1～2級)、重度の知的障がい者、精神障がい者(精神障害者保健福祉手帳1級)の場合、所得から1人につき30万円が控除されます。

・同居の特別障害者の扶養控除

納税者本人又は本人の配偶者、本人と生計を一にする親族のいずれかの人と同居している扶養親族が身体障がい者(身体障害者手帳1～2級)、重度の知的障がい者、精神障がい者(精神障害者保健福祉1級)の場合、同居の特別障害者である扶養親族一人につき53万円が所得から控除されます。

・同居の特別障害者の配偶者控除

納税者本人又は本人と生計を一にしている親族と同居している控除対象配偶者が身体障がい者(身体障害者手帳1～2級)、重度の知的障がい者、精神障がい者(精神障害者保健福祉手帳1級)の場合、56万円(控除対象配偶者が70歳以上である場合は61万円)が所得から控除されます。

見守り新鮮情報

1月号

信用しないで! 公的機関を名乗る怪しい電話

消費生活センターを名乗る不審な電話!

①先月、消費生活センター名で「65歳以上の年金受給者の方に電話アンケートをしています。」と電話があり、信じて答えた処、「年金通帳は、一つですか? 銀行口座は・・・」と次々に質問があった。途中から答えなかったが信用できるか。

②午後1時過ぎ「消費生活センターの〇〇です。今年消費税がアップするから一人暮らしの人は大変ですね。ネット上に、あなたの個人情報3社に登録をされています。危ないため、個人情報削除しますが、どうしますか」と電話があった。「削除してください」と答えた処「削除のためには、環境省〇〇さんをお願いする必要があります。」次々と電話が来た。2時間後、不審に思い「いらん」と断ったが、怖くなった。

<対処法>何らかの情報悪用が考えられますが、一方的な内容に応じる必要は、ありません。架空請求につながる可能性もあり、電話を切り、無視をし続けてください。不審な場合は、上益城広域消費生活相談室へ連絡ください。

上益城広域連携消費生活相談室

- 平成24年4月1日から上益城郡4町(嘉島町、御船町、甲佐町、山都町)広域連携による消費生活相談窓口を開設しています。
- 窓口の開設時間は、午前9時から午後4時までの間で、祝日と年末年始を除く火曜日から金曜日(4町に各1日ずつ窓口開設)、専門の消費生活相談員が対応します。

毎週火曜日	御船町	御船町役場2階相談室 TEL 096-282-1111
毎週水曜日	嘉島町	嘉島町役場1階相談室 TEL 096-237-1112
毎週木曜日	甲佐町	甲佐町老人いこいの家内相談室 TEL 096-234-3223
毎週金曜日	山都町	保健福祉センター千寿苑内相談室 TEL 0967-72-3133

*困った時は一人で悩まず、まず、上益城広域連携消費生活相談室へ、どの町でも相談できます。

*消費者問題出前講座を実施します。どうぞ活用ください。お問い合わせ先 役場健康福祉課 (0967-72-1229)